

〈生きること、生きのびること 20〉

バイステックの 7 原則

「バイステックの 7 原則」とは、アメリカで援助者・社会福祉学者として活躍した、フェリックス・P・バイステックの著書『ケースワークの原則』に記された援助の原則です。援助者向けの本ではありますが、人が人を支える・関わる時の原則とも言えます。また、親子関係でもしっかりと役立つ原則ですので、ご紹介したいと思います。出典は、『ケースワークの原則—援助関係を形成する技法』 フェリックス P. バイステック 著 誠信書房刊 からです。

まず、「バイステックの 7 原則」は以下のものです。

1. 個別化の原則 ～相手を世界でただ一人の人間として捉える～
2. 意図的な感情表現の原則 ～相手の感情表現を大切にする～
3. 統制された情緒的関与の原則 ～自分は自分の感情を自覚して吟味する～
4. 受容の原則 ～受け容れる～
5. 非審判的態度の原則 ～相手を一方向的に非難しない～
6. 自己決定の原則 ～相手の自己決定を促して尊重する～
7. 秘密保持の原則 ～秘密を保持して信頼感を醸成する～

ほんとうに、この 7 つの原則を十分に行うことができれば、対人関係は劇的に良い方向に変わっていくでしょう。ただ、どの原則も実践するには、意識して繰り返し行うことが大切です。ひとつひとつ、みていきましょう。

7. 秘密保持の原則 ～秘密を保持して信頼感を醸成する～

「相手が話したことを、こちらは口外しない」という原則です。「守秘義務」という言い方もできます。

ひきこもりご本人には、深い葛藤がある場合が多いです。ここでいう「葛藤」とは、「意見・考えの対立」であったり、「わかってほしい」⇔「わかってほしくない」、「なんとかしたい」⇔「もうどうにでもなればよい」という感情であったりします。そういった相反する考えや感情が同居して苦しんでいる状態を「葛藤状態」と言います。

もしご本人が「これは誰にも言わないで」と言ったことを、ご本人の許可なく誰かに話せば、ご本人は「なんで話してしまったんだ！」と言って、さらに深い葛藤状態になってしまいます。

「秘密を保持して信頼感を醸成する」とは、「何を話しても大丈夫」とご本人に信頼してもらうことを目指しているのです。秘密を保持することによって、こちらとご本人との信頼感が出てくるのです。

ただし、この秘密保持の原則にも例外があります。基本的には秘密保持が最優先ですが、例えば・・・

- ・ 本当は相談者が犯した罪なのに、他の人がその罪を問われている場合（冤罪）。警察等に申し出るように提案しても受け入れられない場合。
- ・ 虐待を行っている場合。なんとかその状況を、相手と改善しようとしても、拒否された場合。

などは、秘密保持の原則の例外とする場合があります。

